

係長級職員（一般職相当）募集情報

項 目	内 容
職 種	係長級職員（一般職相当）
勤務先及び勤務地	四国厚生支局本局（香川県高松市）、または各県事務所（徳島市、松山市、高知市）。（採用後一定期間経過後、本省及び他の厚生局への異動。）
募 集 人 員	若干名
職 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険制度の健全な運営、適正化のため、保険医療機関、保険薬局等に対する指導・監督や保険医療機関、保険薬局等に関する各種申請の受理・審査 ・健康福祉サービスの基盤整備のための各種補助金の執行、民生委員・児童委員の委嘱・表彰、地域包括ケアシステムの構築を推進するための自治体支援 ・年金制度の円滑な事業運営のため年金事務所の認可や自治体への交付金の執行、年金記録の訂正請求に対する調査
任用予定期間	令和7年4月1日～ ※採用から6ヶ月間は条件付任用期間となります。
勤 務 時 間	8時30分から17時15分までの間のうち、7時間45分
勤 務 日	週5日制 (勤務を要しない日：土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始)
給 与	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の基本給 240,900 円～351,000 円 「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」（以下「給与法」）に基づき、これまでの経歴等を考慮し決定。 ・その他、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等支給（給与法の規程による）、共済組合加入。
学 歴	高等学校卒業以上
必要 経 験 等	大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められるもので、令和6年11月1日現在、次のいずれかの職務経験を有する者 (ア) 大学を卒業した者は9年以上 (イ) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者は11年以上 (ウ) 高等学校を卒業した者は13年以上
免 許 ・ 資 格 等	不問

<p>応 募 方 法 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応募期間は、令和6年11月1日から令和6年11月30日までです。 ※1 電子メールのみによる受付 ※2 11月30日24時以降に電子メールの受信があった場合には、受付は無効となりますので注意してください。 ・必要書類は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ① 身上申立書（様式1） ② 職務経歴書（様式2） ③ 小論文（様式3） ※1 身上申立書（様式1）と職務経歴書（様式2）は同じファイルの別シートにあります。 ※2 必要書類を電子メールで提出する際は、ファイル名をそれぞれ「【氏名】身上申立書・職務経歴書」、「【氏名】小論文」としてください。 ※3 電子メールを送付する際には、件名に「係長級職員選考採用試験」と記載をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1次選考は、経歴評定（職務経歴書（様式2）により、応募資格の審査及び職歴等に関して職務に有用な経歴等の有無についての評価）と小論文試験（小論文（様式3）により、係長級職員として業務遂行に必要な能力、適性等の有無）で行います。 ・選考結果は、令和6年12月25日（木）に、申込時に使用された電子メールアドレス宛に電子メールにて通知します。（不合格者に対しては通知しません。） ・2次選考は、令和7年1月10日、14日、15日作のいずれかで実施します。実施方法は、複数の受験者での集団討議と面接の方法で行います。 ・合否にかかわらず、提出いただいた書類等は返送いたしませんので、ご了承ください。
<p>申 込 先</p>	<p>申込先電子メールアドレスは「skkousei125-s@mhlw.go.jp」です。</p>